

## 「保護具着用管理責任者教育」の開催について

(公社)和歌山県労働基準協会

「化学物質の自律的な管理」に向けた労働安全衛生規則等の改正により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づき措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」（労働衛生コンサルタント、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各（特化・四アルキル鉛、有機溶剤、鉛）作業主任者等）から選任できない場合には、保護具着用管理責任者教育を受講した者を選任すること。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいとされています。（令和6年4月1日施行）

については、本教育を下記のとおり開催いたしますので、この機会に是非ご受講ください。

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 日 時  | 令和5年11月27日（月）  |
| 2 場 所  | 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室   |
| 3 時 間  | 9時00分～16時40分（学科及び実技：6時間）   |
| 4 講習科目 | ・保護具着用管理<br>・保護具に関する知識<br>・労働災害防止に関する知識<br>・関係法令<br>・保護具の使用方法等＜実技＞         |
| 5 定 員  | 90名  |
| 6 受講料  | 会 員 14,850円（受講料12,100円、テキスト代2,750円）<br>非会員 17,050円（受講料14,300円、テキスト代2,750円） |
| 7 手続方法 | 受講申込書(特別教育等共通申込書)にてお申込み下さい。<br>(申込書は、当協会ホームページからダウンロードできます。)               |

〒641-0036 和歌山市西浜1014番地27

公益社団法人 和歌山県労働基準協会

Tel 073-446-7000 Fax 073-447-9313

◇振込の場合は下記口座へお願いします。

**紀陽銀行 本店営業部 (普) 1994470**

口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会